



「荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画（変更原案）（案）」
「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更原案）（案）」
について、埼玉県河川整備計画策定専門会議の委員から
頂いたご意見と考え方について

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

「荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画（変更原案）（案）」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
資料-1 12 頁 槻川の現行の河川整備計画 （目標と実施内容）	1	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】</p> <p>荒川中流右岸ブロックは、史跡・文化財が数多く存在しているため、河川整備の実施にあたっては事前に文化財保護担当と協議をしていただきたい。</p> <p>槻川の河川整備計画では「比較的大きな流下能力を有していますので必要な箇所のみを整備する」と記載されているが、軽微な改修を行うという認識でよいか。</p> <p>また、流域が嵐山溪谷となっているため整備にあたっては注意していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の策定前に、庁内関係課と事前に調整を図ってまいります。 また、河川整備に際しては、十分に現地調査を実施するなど、埋蔵文化財の保護に協力してまいります。 槻川の河川整備に際しては、事前に十分な調査を実施した上で進めてまいります。
資料-1 26 頁, 37 頁, 56 頁 二次選定により抽出された治水対策案の総合評価	2	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>環境への影響に「景観への影響は限定的である」や「多自然川づくりを基本とした整備を行うことでその影響を軽減し、動植物の生息・生育・繁殖環境の創出に寄与することができる」と考えられる」と記載されているが、工事实施段階において、本当に影響が限定的なのか。整備を行うことで環境への影響を軽減し、動植物の生息・生育・繁殖環境を創出できるのか。何らかの方法によりこの内容を担保していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事实施段階で、自然環境への影響を軽減する方策を検討してまいります。 また、整備時及び完了後においても継続的なモニタリング調査を実施し、河川環境への影響について必要な調査を行っていくこととしており、変更原案 25 頁に「(河川改修を実施した河川については) 必要に応じて評価・判断の仕組み視野に入れたモニタリングを実施し、その結果を今後の河川整備に反映させることとする。」と記載しております。
資料-1 57 頁, 59 頁 流量配分図 都幾川・入間川・高麗川	3	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事）】</p> <p>河川整備計画変更に伴う県管理区間から直轄管理区間への受け渡し流量について整合は取れているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県管理区間の受け渡し流量（計画高水流量）は、「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和 2 年 9 月変更）」の計画高水流量と十分に整合を図っております。

<p>資料-2 3頁 参考資料-1 8頁 動植物</p>	4	<p>【江村 薫（埼玉県昆虫談話会 会長）】 「タガメやゲンジボタルなどの昆虫類の生息が確認されている。」と記載があるが、タガメは約20年前に飯能市で発見されて以来、野生で確認されていないため記載を削除したほうがよい。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>資料-2 9頁 参考資料-1 15頁 (2) 治水施設の整備状況</p>	5	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 年超過確率について説明が記載されているが、この表現ではわかりにくいように感じるため、可能であればわかりやすい表現に修正する必要がある。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>資料-2 23頁 参考資料-1 32頁 2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	6	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 「流域内に広がる生態系の生息・生育・繁殖～」について生態系を動植物に修正する必要がある。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>資料-2 23頁 参考資料-1 32頁 2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	7	<p>【田中 規夫（埼玉大学大学院 教授）】 「グリーンインフラによる多重防御治水と環境保全・創出～」と記載があるが、本文内に多重防御治水の定義を記載したほうがよい。</p>	<p>・グリーンインフラは、防災・減災と河川環境の両面から整備を推進する必要があると考えており、引き続き、グリーンインフラによる河川整備について整理してまいります。併せて、グリーンインフラには「防災・減災」も含め、多様な側面がある等、注釈に説明書きを追記します。</p>
<p>資料-2 24頁 参考資料-1 33頁 3.1 河川工事の目的、種類および施工の場所</p>	8	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】 「動植物の生息環境となる瀬などの保全～」について、瀬や淵に修正する必要がある。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>資料-2 30頁 参考資料-1 41頁 (5) 許可工作物等への適正な指導</p>	9	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事）】 河川内の許可工作物を管理する水利組合や土地改良区は財政的に基盤が十分でないため、本文に記載のある、許可工作物等の適切な整備は財政状況に左右されてしまう。 そのため、こうした整備にあたっては、河川管理者からも財政的な支援をしていただけると助かる。</p>	<p>・許可工作物については、占用許可に際し、施設管理者がその施設の維持修繕を適切に行うこととなっております。</p>

「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更原案）（案）」に対する意見

頁 表題	整理 番号	頂いた意見の内容（全文）	意見に対する考え方
資料-3 16 頁 参考資料-2 21 頁 1. 2. 3 河川の利用及び河川 環境に関する現状と課題 ①利水	10	<p>【大図 早孝（埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事）】</p> <p>中川・綾瀬川ブロック内の河川は農業用水を水源としており、冬季の非かんがい期は水質悪化が問題となっている。</p> <p>本文内に「非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。」と記載があるが、水質を改善させるためには、利根川からの導水が不可欠だと思われるため、利根川から導水を行い水質向上を図るといった文にしたほうがよいと思われる。</p>	<p>・利根川からの導水は、現在、試験通水として実施しており、暫定的な取り扱いであることから、原文のままいたします。</p>
資料-3 8 頁 参考資料-2 13 頁 歴史・文化など	11	<p>【柿沼 幹夫（さいたま市調査会 会長）】</p> <p>古隅田川と元荒川合流部について、かつての利根川の流路であったことを本文内に記載したほうがよい。</p> <p>利根川流域内の会の川砂丘（加須市）は利根川がつくった日本最大の河畔砂丘であるため本文内に記載したほうがよい。</p> <p>歴史として、中川下流の古隅田川（東京都）は中世時代の武蔵の国と下総の国の国境となっており、利根川と深い係わりがあるため本文内に記載したほうがよい。</p> <p>古隅田川と元荒川を境に西側が氷川神社、東側が香取神社となっていることを可能であれば記述したほうがよい。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
資料-4 34 頁 参考資料-2 39 頁 3. 1. 1 河川工事の目的、種類 大落古利根川	12	<p>【堂本 泰章（(公財)埼玉県生態系保護協会 事務局長）】</p> <p>「埼玉県のレッドデータブックに記載のあるキタミソウやノウルシの生息がみられる～」について、これら2種以外の動植物も生息している可能性が高いため、複数種いる内容が読み取れる表現のほうがよい。</p>	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>